

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山梨市

### 2 構造改革特別区域の名称

山梨市農地いきいき特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

山梨市の区域の一部（笛吹川右岸区域）

### 4 構造改革特別区域の特性

本市は、首都圏から1時間半という距離にあり、総面積は53.11平方キロメートルで市内のほぼ中央を北から南に笛吹川が流れている、農業を基幹産業とする地域である。市内には、公共整備区域・試験研究区域・民活整備区域を備えた笛吹川フル・ツ公園があり、フル・ツミュ・ジウム、くだもの広場、ホテル、温泉など年間を通じフルーツにふれあう観光施設として賑わっている。また、試験研究区域には果樹振興の拠点施設として、県の果樹試験場がある果樹栽培が盛んな地域である。

市内で栽培されている品種はモモ、ブドウ、サクランボ、カキ、キウイ、スモモ等種類が多種に渡っており、施設園芸であるビニールハウスのモモ、ブドウ栽培も盛んである。特にモモとブドウの生産量は、全国市町村別で第2位である。

特別区域に設定しようとする笛吹川右岸地域は、39.11平方キロメートルで市総面積の73.6%を占めており、東から平地、丘陵地帯を経て山間地域へと続いている。中山間地域である丘陵地帯は、南面、東面に傾斜が広がるモモ、ブドウなど果樹栽培に適した優良農地であり、笛吹川フルーツ公園が特区の中心部に位置している。特に施設園芸であるビニールハウスブドウの栽培が盛んな地域である。

しかし、この笛吹川右岸地域は、農業者の高齢化、後継者不足等により、農業経営面積662haのうち、11.0%にあたる73haが遊休農地となっており、農地の遊休化が進んでいる状況である。

このため、遊休農地の解消と拡大を防ぎつつ、農業振興のため様々な施策を推進する必要がある。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農地面積は1,218haで、笛吹川右岸の農地面積は662ha、左岸の農地面積は、556haである。

笛吹川左岸は、平地であるが、今回特区申請しようとする笛吹川右岸は、中山間地が多く南面、東面に傾斜が広がりモモ、ブドウなど果樹栽培に適した優良農地である。

しかし、近年この笛吹川右岸の中山間地域は、農業者の高齢化、後継者不足等により遊休農地が多く生じるとともに、現在の社会情勢においては、今後とも増加するものと推測される。

このため、市では遊休農地解消対策として、次の事業を実施している。

「遊休農地改善利用集積補助事業」遊休農地の機械を使用しての基盤整備に対する補助事業

「中核農家等規模拡大育成推進補助事業」農地を借りて規模拡大を図る農家に対する育成推進補助事業

「農地パトロール実施事業」農地をパトロールし、遊休農地対策を指導

市、JA、農地流動化推進員により、農地銀行活動の推進・強化を図る

上記の事業を行って農業経営の規模拡大を推進し遊休農地解消に努めているが、現在の家族農業形態では農業経営者の高齢化や後継者不足により労働力の確保が難しく、耕作農地の規模拡大は困難な状態であるため、特区制度を導入するとともに果樹栽培者への融資制度の拡充などの果樹振興事業や収穫祭、山梨市のPRなどの都市から観光客を誘致する観光事業を強力に展開して、さらに遊休農地の解消と増加を防ぎ果樹栽培の振興を図りたい。

そのため、遊休農地を含めた優良農地を既存の農業従事者だけでなく株式会社、NPO等多様な法人にも農業参入をさせ農業振興の活性化を図る。

また、農業参入する株式会社等が市民農園を開設することにより、農地を都市住民へ貸付け都市と農村の交流を図り地域の活性化を図る。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特区申請区域内の遊休農地を含めた農地を株式会社、NPO等多様な法人が農業参入することにより既存の産業だけでなく新規産業の創出を図り、いきいきとした農地活用により本市の農業・商工業の活性化を図ることを目標とする。特区地域は、ハウスブドウをはじめとする果樹生産が盛んな地域であり、一層の果樹振興を図るため、果物のテーマパークである笛吹川フルーツ公園を建設した。しかし、長引く景気の低迷による果物価格の低下、農業後継者不足により農業経営は厳しい状況である。このため、株式会社、NPO等多様な法人の農業参入や市民農園の開設により、果樹栽培、花き栽培、

野菜栽培、稲作などの体験農業を含めた農業経営をすることにより、都市住民との交流を図り、また、児童、生徒を対象にした農業体験、農業学習により、農業に対する理解や生産に対する喜びを味わう中で、周辺農業への波及効果を図り、併せて笛吹川フルーツ公園への集客力を高め、観光農業の振興に結びつける。特に、フルーツ公園周辺における遊休農地の有効活用により中山間地域における農村の自然景観を甦らせるとともにその保全を図り、市民農園の活用により土に親しみ果物作りや収穫などの体験農業を通じて都市住民との交流を図り、周辺農家で栽培する果物の直接販売に結びつける。また、都市住民との交流を通して果物のテーマパークであるフルーツ公園で第3セクターが運営するフルーツパーク株式会社の農産物直売所、地場産物を販売する物産館、また健康やいやしの源である天然温泉等への誘客に努め、観光農業の振興により、本市の農業、商工業の活性化を図ることを目標とする。特定事業については、将来的に特定法人及び市民農園開設者は5社の参入を目指す。市民農園の貸付面積は2haを目標とする。地域は特区内の山梨・八幡地区の笛吹川フルーツ公園周辺及び広域農道フルーツライン沿いの遊休農地等とする。遊休農地等貸付予定面積は、5年間で特定法人は8ha、市民農園開設者は2ha、併せて10haを目標とする。

また、特区制度導入により遊休農地等の有効活用と地域の果樹振興、果樹地帯のイメージアップを促し、果樹生産量の向上及び観光農業の振興を図ることを目標とする。

なお、本市に見られる農業者の高齢化、後継者不足等による遊休農地の増加状況は、近隣市町村はもとより県下各地また全国的にも同様な傾向と思われる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域の及ぼす経済的社会的効果

株式会社、NPO等多様な法人の農業参入や市民農園の開設そして遊休農地改善利用集積補助事業等の事業をより重点的に奨励することにより、特区内の15haの遊休農地等の解消と有効活用を図るとともに、遊休農地拡大を防ぐことができる。

農業生産額は、1年で露地モモは成園1haあたり700万円、露地ブドウは成園1haあたり500万円が見込まれる。さらに、現在整備が進められている山梨市の顔である山梨市駅周辺の区画整理事業が平成16年度に完成し、山梨市の観光拠点である万力公園万葉の森、笛吹川フルーツ公園が一本の線で結ばれることになり、これらの相乗効果が見込まれ、フルーツパーク株式会社の売上額の10%増(1,000万円)さらに山梨市駅周辺等の商店街の販売

額増につながる。

また、笛吹川フルーツ公園及び周辺くだもの直売所等の観光客は年間60万人であり、5年後には5%の約3万人の増が見込まれる。

株式会社、NPO等多様な法人が子供への教育効果とする農業体験学習等を取り入れる等の農業経営を行うことにより、既存の果樹栽培のほか様々な農業形態が発生することが予想され、地域内の農業者への良い影響があらわれ、農業の活性化が図られ、新規産業の創出が予想される。

参入法人が市民農園を開設することにより、市民農園利用者に農業講習会の開催、農産物収穫まつりの開催など都市住民と地域住民の交流が図られ、農業への理解が深まる。

果樹栽培者への融資制度の拡充などの果樹振興事業や収穫祭、山梨市のPRなどの都市から観光客を誘致する観光事業を強力に展開し、いきいきとした農地活用により山梨市の農業、商工業の振興や果樹地帯のイメージアップが図られる。

## 8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

「遊休農地改善利用集積補助事業」遊休農地の機械を使用しての基盤整備に対する補助事業

「中核農家等規模拡大育成推進補助事業」農地を借りて規模拡大を図る農家に対する育成推進補助事業

「農地パトロール実施事業」農地をパトロールし、遊休農地対策を指導市、JA、農地流動化推進員により、農地銀行活動の推進・強化を図る

「果樹振興事業」果樹栽培者への融資制度の拡充などの振興事業の強化

「観光事業」収穫祭、山梨市のPRなどの都市から観光客を誘致する観光事業の強化

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

山梨市、特区内の農地を借り受けて農業に参入する農業生産法人以外の法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本件特区計画の認定の効力が発生する日

### 4 特定事業の内容

市が山梨市内の笛吹川右岸で遊休農地が相当程度存在する区域において、遊休農地を含めた農地を農地所有者から所有権又は使用収益権を取得し、株式会社、NPO等多様な法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定する。

特定法人は3社の農業参入を目指し、貸付面積は8haを目標とする。

### 5 当該規制の特例措置の内容

山梨市と構造改革特別区域の範囲の農地経営耕地面積と農地耕作放棄地面積（遊休農地）農業者人数は次のとおりです。

センサス	区 域	農地経営耕地面積 (A)	農地耕作放棄地面積(B) (遊休農地)	(B)/(A) × 100
1995	山梨市全域	1,313ha	67ha	5.1%
	特区内	727ha	60ha	8.3%
2000	山梨市全域	1,218ha	80ha	6.6%
	特区内	662ha	73ha	11.0%

センサス	区 域	農業者人数 (A)	農業者人数(B) (65歳以上)	(B)/(A) × 100
1995	山梨市全域	9,491人	2,462人	25.9%
	特区内	5,039人	1,304人	25.9%
2000	山梨市全域	8,420人	2,536人	30.1%
	特区内	4,445人	1,334人	30.0%

(資料 世界農林業センサス)

農業者の65歳以上人数は市全域、特区内とも同様に高齢化が進んでおり、特別区域内の遊休農地は、2000年世界農林業センサスによると市全体の遊休農地の91.3%である。

このため、特別区域が「遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地が相当程度ある」と判断した。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸し付け事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

山梨市、特区内の農地を借受て開設する者、特区内の農業者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本件特区計画の認定の効力が発生する日

### 4 特定事業の内容

農地所有者又は市から使用貸借による権利又は賃借権を設定された株式会社、NPO等多様な法人が山梨市内において主として都市住民の利用する市民農園を開設することができる。

市民農園開設法人は2社を目指し、市民農園の貸付面積は2haを目標とする。

### 5 当該規制の特例措置の内容

山梨市と構造改革特別区域の範囲の農地経営耕地面積と農地耕作放棄地面積（遊休農地）は次のとおりです。

センサス	区 域	農地経営耕地面積 (A)	農地耕作放棄地面積(B) (遊休農地)	(B)/(A) × 100
1995	山梨市全域	1313ha	67ha	5.1%
	特区内	727ha	60ha	8.3%
2000	山梨市全域	1218ha	80ha	6.6%
	特区内	662ha	73ha	11.0%

センサス	区 域	農業者人数 (A)	農業者人数(B) (65歳以上)	(B)/(A) × 100
1995	山梨市全域	9,491人	2,462人	25.9%
	特区内	5,039人	1,304人	25.9%
2000	山梨市全域	8,420人	2,536人	30.1%
	特区内	4,445人	1,334人	30.0%

(資料 世界農林業センサス)

農業者の65歳以上人数は市全域、特区内とも同様に高齢化が進んでおり、特別区域内の遊休農地は、2000年世界農林業センサスによると市全体の遊休農地の91.3%である。

このため、特別区域が「遊休農地や効率的利用を図る必要がある農地が相当程度ある」と判断した。